



会員 福島 成洋

## 新人弁護士の事件と意見

### 事件の概要

今日（1月13日）の午後、最高裁判所の第一小法廷から、私宛てに、一通の茶封筒が届いた。

A4一枚の紙が入っており、その内容は、勾留取消請求の特別抗告に対して、「主文 本件抗告を棄却する」、理由として「抗告理由に当たらない」という、ごく簡単なものである。

これが私にとって、初めての国選弁護事件である。

事案は、道路交通法違反（無免許運転）で1カ月以上勾留されているというもの。昨年の12月24日に弁護人に選任され、28日に勾留取消を請求したが却下、その日のうちに準抗告をしたが同日中に棄却。

被告人の依頼を受け、年末年始にかけて、罪証隠滅ナシ、逃亡のおそれナシ、よって職権で破棄すべしという、長大で力を込めた（今思えば、肩に力が入った）特別抗告の申立書を作成し、年明けの1月4日に提出した。

その決定書が事務所に届いたという次第である。

### 申立てに至るまで

被告人に特別抗告を依頼され、最初は気が重いとさもあったが、家族と会い接見を重ねるごとに、被告人を接見室の外に出したいという思いが強くなっていった。今思えば、このことが最大の原動力となった。

それともう一つ、刑事実務の是非を聞きたいという思いもあった。

準抗告決定書の中で、私が到底理解・納得できないのは、「常習性等の重要な情状に関する事実も含め」罪証隠滅を疑う理由があるという一節である。無免許運転で、常習性も客観的に明らかであり、しかも自白事件である。何をどう証拠隠滅するというのだろうか。

司法修習で見た勾留状では、逃亡のおそれと罪証隠滅が必ずセットになっていた。私には、本件の準抗告審が、逃亡のおそれがあることを理由に、罪証隠滅を

ラフに認めているように思われた。刑事訴訟法をこのように運用することを、最高裁判所は是とするのか、問いたかった。

とはいえ、意気込む一方で、悩み迷うことも多く、「實際上勝ち目がないと思われても理が自分たちにあると思う場合には戦いを挑め、そして最後まで粘り抜け」という尊敬する先輩弁護士の言葉に、勇気を鼓舞され、何とか起案したというのが実情である。

今回の決定は予想していたが、それでもやっぱり、残念である。

### 振り返ってみて

弁護士4カ月目で「最高裁判所 御中」の書面を書くとは、全く想像していなかった。起案内容を思い出すと顔から火が出る思いだが、よく考えると、「一年目であっても、自分で一生懸命考えたことを、自分の名前で、堂々と主張できる」というのは、実はすごいことではないだろうか。他の職業にはなかなか無い、弁護士のとても大きな魅力だと思う。今回その恩恵を受けることができ、有り難く思っている。

弁護士に関しては、昨今、就職難・収入減などマイナスイメージのニュースが多い。それも真実ではあるが、他方で、かけがえのない魅力もあると思う。そのことを、多くの人、特に法曹を目指すか悩んでいる人に知ってほしいと、茶封筒を眺めながらぼんやり考えた。

### おわりに

当会には私がこれまでお世話になった先生が多く在籍しておられる。私のことを良く知る諸先生方は、これを読んで苦笑・失笑しておられると思われるが、新人ということで、お許しいただければと思う。そして、このエッセイの内容も含めて、今後も引き続きご指導いただければ幸いです。